大阪府環境審議会新環境総合計画部会運営要領

第１　趣　旨  
　大阪府環境審議会条例（平成６年大阪府条例第７号。以下「条例」という。）第６条第２項の規定により、新しい環境総合計画の長期的な目標や施策の展開についての考え方など基本的な事項の調査検討を行うため、大阪府環境審議会に新環境総合計画部会（以下「部会」という。）を置く。

第２　組　織  
1)　部会は、条例第６条第３項の規定により、次に掲げる者につき、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。  
　　　①　条例第２条第１項第１号に規定する委員　１５人以内  
　　　②　条例第３条第２項に規定する専門委員　　若干人  
2)　部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

第３　会　議  
　部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

第４　補　則  
　この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

（附　則）  
　　　この要領は、平成１２年８月３日から施行する。